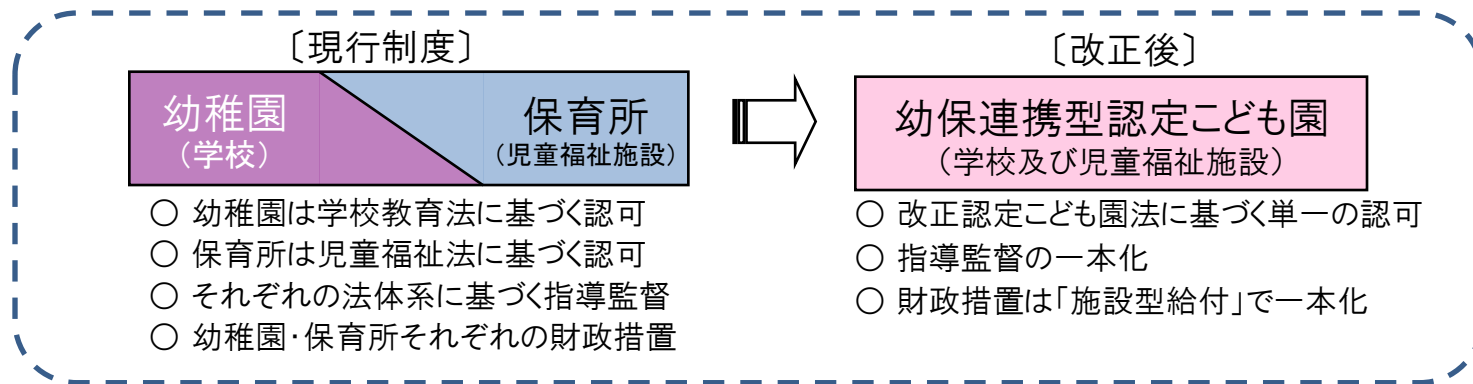


認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

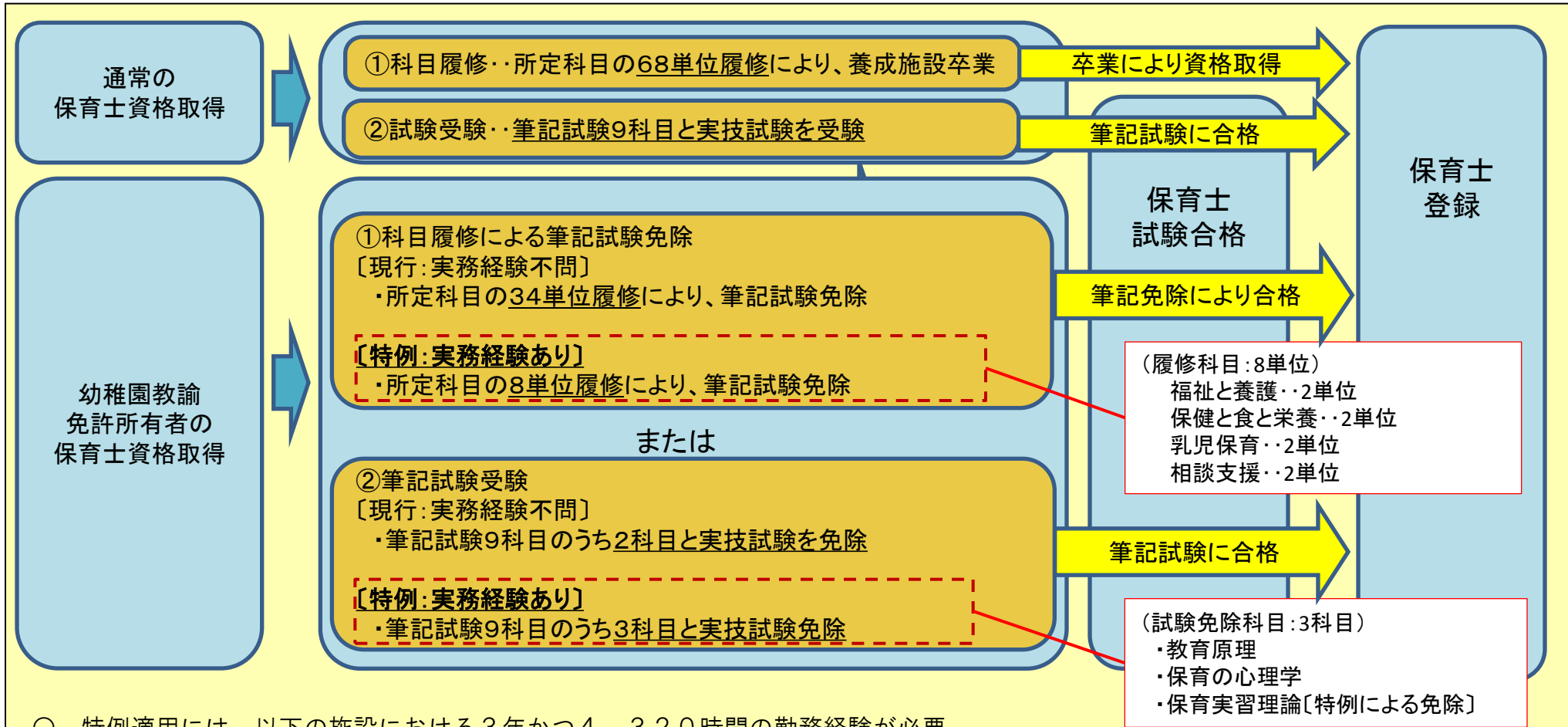
2. 免許・資格の併有促進と検討会の設置

- 経過措置期間中に、保育所または幼稚園における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。
 - ① 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減
(※整備法により教育職員免許法について、所要の改正が行われた。今後教育職員免許法施行規則を改正予定)
 - ② 幼稚園教員としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減
- 文部科学省、厚生労働省のそれぞれの有識者会議において、専門的な見地から検討。
 - ・ 文部科学省：「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」(無藤 隆主査)
 - ・ 厚生労働省：「保育士養成課程等検討会」(汐見 稔幸座長)

保育士資格取得の特例について

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※幼稚園に勤務する幼稚園教諭の保育士資格の併有状況:75%
 ※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
 [6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間]

・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

(参考)

幼稚園教諭免許状を有する者(実務経験不問)の
保育士資格取得に必要な履修科目

保育士資格取得特例(実務経験を有する幼稚園教諭)
の保育士資格取得に必要な履修科目

①試験科目	② ①の受験免除 に必要な履修科目	履修形態 単位数	履修	＜特例による履修形態・単位数＞
社会福祉	社会福祉	講義・2	履修	福祉と養護(講義・2単位)
	相談援助	演習・1	—	
社会的養護	社会的養護	講義・2	履修	福祉と養護(講義・2単位)
	社会的養護内容	演習・1	—	
児童家庭福祉	児童家庭福祉	講義・2	履修	相談支援(講義・2単位)
	家庭支援論	講義・2	履修	
子どもの保健	子どもの保健Ⅰ	講義・4	履修	保健と食と栄養(講義・2単位)
	子どもの保健Ⅱ	演習・1	—	
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習・2	履修	保健と食と栄養(講義・2単位)
保育原理	保育原理	講義・2	—	乳児保育(演習・2単位)
	乳児保育	演習・2	履修	
	保育相談支援	演習・1	履修	
	障害児保育	演習・2	—	
保育実習理論	保育内容総論	演習・1	—	①通学課程による履修例 ・通学による履修(約19日) ②通信課程による履修例 ・独習+レポート+試験+面接授業(約2日)
	保育内容演習	演習・5	—	
	保育の表現技術	演習・4	—	
合計単位数		34単位	→	8単位

※幼稚園教諭免許状を有しない場合は、68単位の履修が必要

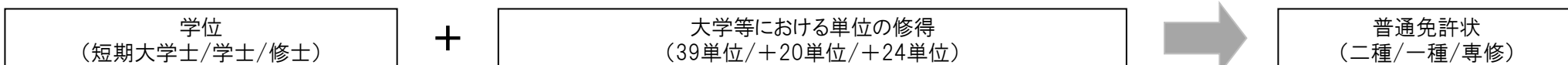
幼稚園免許状取得の特例について

〔目的〕

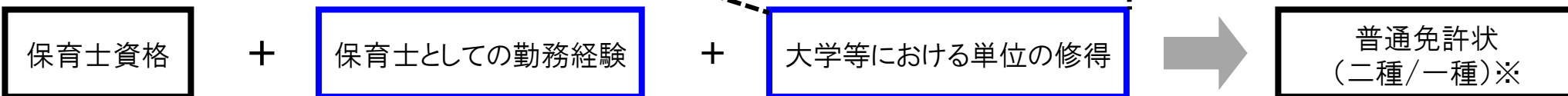
- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例
 ※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

+

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 } 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 } 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 } 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

(参考)特例による幼稚園教諭免許状授与の所要資格

特例を適用しない
場合の要件

本特例に
おける要件
(一種、二種
共通)

取得可能な免許状の種類		一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)	
教養 科目	日本国憲法※1、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作	8	8	—(※)
教科に関する科目		6	4	—
教職に 関する 科目	教職の意義 等に関する 科目	2	2	2
				—
	教育の基礎 理論に関する 科目	6	4	—
				2(※)
	教育課程 及び指導法 に関する科目	18	12	1
				2
	生徒指導、 教育相談 及び進路指 導等に関する 科目	2	2	1
				—
	教育実習	5	5	—
	教職実践演習	2	2	—
教科又は教職に関する科目		10	0	—
合計単位数		59	39	8

※「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。

【参考】今後のスケジュール(予定)

○現在、各報告書を踏まえて、教育職員免許法施行規則や各通知等の改正作業中

○平成25年8月

- ・ 改正教育職員免許法施行規則の公布・施行(幼稚園免許特例)
- ・ 保育士試験の実施に関する通知等の施行(保育士資格特例)
- ・ 各自治体・特例対象者・養成校等への周知

その後順次、

- ・ 各都道府県教育委員会において教育委員会規則の改正等の準備(幼稚園免許特例)
- ・ 各都道府県において保育士試験実施規定の改正等の準備(保育士資格特例)
- ・ 各大学等に対する今回の特例に対応した講座開設の要請
- ・ 特例対象者に対する特例制度の広報・周知

○ 遅くとも、平成26年度から、特例対象者による単位修得開始

○ 平成27年4月 新たな幼保連携型認定こども園制度施行(予定)